

第18回（平成24～25年度）  
行政監査結果報告書  
（調査研究業務の外部委託について）

群馬県監査委員  
平成26年3月

# 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	対象機関	1
5	監査の実施方法及び調査内容	1
第 2	監査結果に対する意見	3
1	監査結果の概要	3
2	監査結果に対する意見・要望	3
第 3	個別監査結果	4
1	個別監査の整理	4
2	委託の必要性	4
3	契約方法について	5
4	委託内容及び実施方法について	8
5	調査結果の利活用について	11
参考		
	実地調査対象委託業務一覧（平成21年度）	13
	実地調査対象委託業務一覧（平成22年度）	14
	実地調査対象委託業務一覧（平成23年度）	15

## ●行政監査とは

行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手續、行政運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査」である。（「新版 逐条地方自治法」 松本英昭 著）

## ●根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は……必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務……の執行について監査をすることができる。

（平成3年の自治法の一部改正により、監査の対象が「財務に関する事務」の執行から「一般行政事務」の執行にまで拡大された。）

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

調査研究業務の外部委託について（監査対象年度 平成 21 年度から 23 年度まで）

### 2 監査の目的

県では、社会経済環境が大きく変化していく中、県民が求める施策、時代の変化に対応するための施策を着実に実施するため、外部の専門知識や技術等を有する者に委託して様々な調査研究が実施されている。

行政監査は、これらの調査研究の成果が県の施策立案等に活用され、県民生活にとって真に有効なものとなったか、経済的にも優れたものであったか等を検証し、その問題点や課題を明らかにすることによって、各分野における各種の調査研究業務委託が有効かつ適切に行われることを目的に実施した。

### 3 監査の対象

県の所管する事務事業に関連する情報の収集や分析、あるいは政策形成や計画の策定等のために外部の専門的知識や技術などを有する者に委託して実施した業務。

ただし、次に掲げる業務は目的や必要性が明確なことから対象外とした。

- (1) 特定の建設工事に係る調査、設計、測量業務
- (2) 実施について法令で定められている調査等の業務
- (3) 国が実施主体であり、委託により実施することが定められている業務

### 4 対象機関

知事部局、企業局、病院局、議会、各種委員会、教育委員会、警察本部

### 5 監査の実施方法及び調査内容

#### (1) 実施期間

平成 24 年 10 月から平成 26 年 3 月まで

#### (2) 監査の着眼点

- ア 調査研究業務の委託の必要性は認められるか。
- イ 調査研究業務の委託の契約方法等は適切か。
- ウ 調査研究業務の委託の内容や実施方法は適切か。
- エ 調査研究結果は有効に活用されているか。

#### (3) 監査方法

##### ア 書面調査

平成 24 年 10 月に対象機関に対して調査票を送付し、実施した。

監査対象機関が委託した調査研究業務の契約数及び契約金額は、表 1 のとおり平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で 247 件、14 億 2,785 万円であった。また、実施機関別の契約状況は、表 2 のとおりである。

表1 契約状況

年 度	契約数	契約金額
平成21年度	69件	421,643,937円
平成22年度	74件	465,587,786円
平成23年度	104件	540,624,025円
合 計	247件	1,427,855,748円

表2 実施機関別契約状況 (単位：件、円)

部局別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
総務部	0	0	0	0	1	19,057,000	1	19,057,000
企画部	6	81,636,579	11	35,950,586	7	22,517,000	24	140,104,165
生活文化スポーツ部	1	2,887,500	2	17,619,000	5	19,036,147	8	39,542,647
健康福祉部	5	8,597,000	3	3,601,000	4	5,517,177	12	17,715,177
環境森林部	12	31,410,550	10	24,275,050	25	32,068,564	47	87,754,164
農政部	9	10,877,308	5	6,454,153	8	2,666,459	22	19,997,920
産業経済部	0	0	2	13,094,497	5	31,067,328	7	44,161,825
県土整備部	24	220,317,000	32	255,076,500	38	306,830,950	94	782,224,450
企業局	0	0	1	900,000	1	995,400	2	1,895,400
病院局	0	0	1	987,000	0	0	1	987,000
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	8	10,688,000	3	5,360,000	6	8,289,500	17	24,337,500
警察本部	4	55,230,000	4	102,270,000	4	92,578,500	12	250,078,500
計	69	421,643,937	74	465,587,786	104	540,624,025	247	1,427,855,748

※契約金額は実支出額を記載

## イ 実地調査

書面調査結果を基に、次の点を中心に、全体の約3割に相当する69件（表3のとおり）を抽出し、平成25年6月に担当所属に対してヒアリング調査を実施した。

- ・委託理由の確認を要する契約【外部委託の必要性】
- ・継続して毎年実施している契約【複数年継続の必要性】
- ・随意契約理由の確認を要する契約【1者随契の必要性】

- ・結果公表について確認を要する契約【有効活用】

表3 実地調査（ヒヤリング調査）対象

年 度	契約数	契約金額
平成21年度	19件	160,262,629円
平成22年度	24件	150,148,533円
平成23年度	26件	165,239,449円
合 計	69件	475,650,611円

※委託業務内訳は参考（P13～15）のとおり

## 第2 監査結果に対する意見

### 1 監査結果の概要

調査研究業務の外部委託の状況は、表1のとおり平成21年度から23年度までの契約金額は14億2,785万円となっており、委託の契約件数も平成21年度69件、平成22年度74件、平成23年度104件と増加している。

各所属において外部の専門知識や技術等を有する者に委託して様々な調査研究を行い、概ね必要な成果等を得ていたが、実地調査の結果、調査研究業務の外部委託において、第3個別監査結果に記載のとおり改善又は検討を要する事例が見受けられた。

その概要は次のとおりである。

- (1) 外部委託推進の指針である「外部委託等推進ガイドライン」（平成19年10月総務部総務課作成。以下「ガイドライン」という。）の存在を知らず、ガイドラインが示す県直営で行う場合とのコスト比較を行っていない事例があった。
- (2) 予定価格の積算において、積算の誤りや積算根拠が明確でない事例があった。
- (3) 群馬県財務規則（以下「財務規則」という。）で定める金額によって一律に、契約書及び請書を省略したのでは、契約内容の確実な履行が望めず、県が不利益を被る可能性のある事例があった。
- (4) 契約書等に成果品の著作権や個人情報保護などの記載がない事例があった。
- (5) アンケート調査の内容など調査に関する必要な協議事項等が仕様書等において示されていたが、受託業者との打合せ記録等が書面で残されておらず、協議内容及び状況が確認できない事例があった。
- (6) 調査研究業務の調査結果が、県ホームページなどにより、県民等に対して、公表されていない事例があった。

### 2 監査結果に対する意見・要望

調査研究業務の外部委託により得られた成果を最大限活用し、関連する施策等に確実に結び付けて、県民にとってより効果的な活用が図られ、より適正なものとなるよう、次のとおり改善要望する。

- (1) 委託手順について

外部委託推進の目的でガイドラインが、財務会計の適正化の目的で「会計事務の手引」（会計局作成。以下「手引」という。）が作成されているが、調査研究業務の外部委託を適正かつ効果的に実施するためには、それぞれ内容の充実が必要である。

そのため、ガイドラインや手引に外部委託の事務処理手順や手順ごとの留意事

項を明らかにするとともに、次の事項を追加記載するなどして、全庁的に周知することを要望する。

- ・過去に同様な調査が行われていないかの確認
- ・他部局の施策に関連する場合の関係所属との調整
- ・積算、仕様書、委託実施及び成果品の内容が一致する基本原則
- ・契約書及び請書等に記載すべき事項
  - 報告書等成果品著作権の帰属
  - 個人情報への取扱い、保存及び廃棄
  - 県からの提供データの取扱い 等
- ・契約書及び請書等を省略しても支障がないと認められる事例
- ・標準的な積算項目及び積算根拠の明示
- ・受託業者との協議事項・打合せ事項の記録及び保存

(2) 積極的な情報公開について

群馬県情報公開条例（以下「公開条例」という。）第7条第1項において、「県民への積極的な情報の提供及び自主的な広報手段の充実に努める。」と規定されていることから、県民等に対して可能な限り積極的な情報提供を行い、その成果を県民等と共有する必要がある。

そのため、調査研究業務を始め各種業務結果を、原則県ホームページ等に掲載することを要望する。

### 第3 個別監査結果

#### 1 個別監査の整理

実地調査の監査結果については、概ね次のように整理した。

◆改善を要する事項

- ・法令等に違反しているもの
- ・実施方法等が不適切なもの

◇検討を要する事項

- ・実施方法等について検討を行う必要があるもの

#### 2 委託の必要性

(1) 調査研究の必要性

表4のとおり調査研究業務は、計画の策定・立案・施策・事業の展開等を行うための基礎資料の収集や現況実態調査等を目的として実施されており、関連する計画・施策・事業等との整合性が図られ、内容・実施方法等についても検討がされており、その必要性は概ね認められた。

表4 調査目的（複数回答あり）

（単位：件）

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	合計	割合
現況実態調査	46	50	70	166	67.2%
今後の政策形成立案	34	28	46	108	43.7%
県民ニーズ・意向調査	12	12	14	38	15.4%
研究開発	6	9	7	22	8.9%
その他	15	17	25	57	23.1%
契約数	69	74	104	247	

## (2) 外部委託の必要性

表5のとおり83.8%が職員が有していない専門的知識や技術を必要とするため、また、39.3%が人員不足等のため外部委託を行っていた。

表5 外部委託した理由（複数回答あり）（単位：件）

	H21	H22	H23	合計	割合
専門性	57	61	89	207	83.8%
人的体制	18	53	26	97	39.3%
緊急性	7	3	18	28	11.3%
その他	7	7	13	27	10.9%
契約数	69	74	104	247	

ガイドラインにおいて、調査研究業務は外部委託等に適すると考えられる典型的業務とされている。ガイドラインで示されている県直営と外部委託とのコスト比較を行っていない事例が多く見られた。また、受託業者の専門的知識が十分に生かされていない事例があった。

### ◇検討を要する事項（2件）

- ・ 県民買い物行動等実態調査（商政課）

外部委託の理由が、調査対象の抽出や調査票の集計及び分析、調査報告書等の作成に関する専門的知識やノウハウが必要であるとされていたが、調査結果に対して専門的知識に基づく詳細な分析が行われていなかった。

- ・ 物流アンケート調査（商政課）

外部委託の理由が、調査結果の分析に専門的知識やノウハウが必要であるとされていたが、報告書の内容は、集計結果に簡単なコメントが添えられているだけであり、専門的知識やノウハウが十分に生かされていないであった。

## 3 契約方法について

### (1) 入札方法について

表6のとおり委託業者の選定に当たっては、159件（64.4%）が一般競争入札など競争性のある選定を、残り88件（35.6%）が競争性のない選定（1者随意契約）を行っていた。

表6 委託業者の選定方法（単位：件）

	H21	H22	H23	合計	割合
一般競争入札	4	7	9	20	8.1%
指名競争入札	29	27	34	90	36.4%
随意契約	3	4	15	22	8.9%
プロポーザル	5	12	10	27	10.9%
1者随意契約	28	24	36	88	35.6%
計	69	74	104	247	100.0%

一般競争入札、プロポーザル方式による随意契約、指名型プロポーザル方式による随意契約において、入札参加者が1者の事例、指名競争入札等において指名業者の大半が応札を辞退している事例があった。今後、入札公告の期間、履行期間、仕様書等の見直しを行い、入札参加を促し、より透明性及び競争性を確保する必要がある。

また、競争性のない1者随意契約において、受託業者の専門性等を理由として

随意契約を行っているが、複数の業者が参入しやすいよう、これまでの業務を通じて得たノウハウに基づき、業務内容を整理し、仕様書へ具体的に反映させるなど改善を行う必要がある。

◇検討を要する事項（４件）

- ・定住外国人実態調査（NPO・多文化共生推進課）  
一般競争入札を行っていたが、入札参加者が１者であった。
- ・NPO等実態調査（NPO・多文化共生推進課）
- ・世界遺産登録推薦書作成業務（世界遺産推進課）  
それぞれ公募型プロポーザル方式による随意契約を実施したが、提案業者が１者であった。
- ・地球温暖化対策実行計画策定（環境政策課）  
７者を指名した指名型プロポーザル方式による随意契約を実施したが、６者が辞退した結果、提案業者が１者であった。

（２）積算について

財務規則第１６９条において、予定価格の積算は「契約をしようとする事項に関する設計書、仕様書等に基づき、当該契約の目的となる事務、事業、物件又は役務について市場価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、予定価格の積算を行い、適正な予定価格を定めなければならない。」とされている。

予定価格の積算に当たっては、ほとんどの調査研究業務が県の公共工事の積算基準や、業者から徴した見積書を参考にして積算が行われていたが、次のとおり積算に誤りがある事例及び積算根拠が明確でない事例があった。

◆改善を要する事項（１２件）

- ・新総合計画策定に係る県民アンケート調査（企画課）  
アンケート調査票を送付する対象者の情報入手のため、住民基本台帳の閲覧が必要であり、予定価格積算に先立ち、市町村に対し閲覧費用について聞き取り調査を行っていた。調査の結果、閲覧の公用申請を県が行い、受託業者が閲覧を行えば、閲覧費用は全額減免されると調査済みであったにもかかわらず閲覧費用を積算していた。なお、実際の調査業務においても、閲覧申請を県が行ったため、閲覧費用は発生していなかった。
- ・ぐんま地域ブランドアイデンティティの構築業務委託（企画課）  
インターネット調査実施費及び謝礼の積算根拠が明確でなかった。
- ・食の安全等に関する県民意識調査業務（食品安全課）  
アンケート調査を行う場合、仕様書等に目標回収率や回収率向上のための対策を定め、必要があれば改善策を講じる必要がある。その対策として、督促状の送付経費を調査票送付数と同数と積算していたが、督促状は送付数すべてにおいて積算する必要はなく、督促状送付経費が過大積算されていた。また、報告書印刷製本費について積算根拠が明確でなかった。
- ・県民買い物行動等実態調査（商政課）  
仕様書に記載のないアンケート協力者への記念品贈呈が、積算されていた。



実際には、県で記念品を用意し贈呈していたので、記念品代及び記念品送付経費が過大積算されていた。また、パソコンレンタル費用、プリンター代、アンケート調査票印刷経費等について、積算根拠が明確でなかった。

- ・金山総合公園長寿命化計画（太田土木事務所）  
変更設計時の遊具等、施設及び橋梁などの調査対象数量が、業務完了後の成果品の数量と、それぞれ25基、1施設、2橋相違していたため、過大積算されていた。
- ・地域活力基盤創造（BC）舗装健全度評価業務委託（道路管理課）  
交通誘導員の単価及び人数に誤りがあり、過小積算されていた。
- ・ツキノワグマ生息状況調査（自然環境課）  
仕様書において報告書の作成部数は20部となっていたが、予定価格積算においては40部積算されており、過大積算されていた。
- ・新里地区安定型モデル処分場に係るオオタカ生態調査（廃棄物・リサイクル課）  
直接経費の交通費、レンタカー代の積算根拠が明確でなかった。
- ・平成22年度女性労働等実態調査業務（労働政策課）
- ・女性の就業ニーズ等に関する調査業務（労働政策課）
- ・企業における入社した若者を定着させるための取組に係る調査研究（労働政策課）  
いずれも印刷経費等単価は、他の類似の調査を参考に積算したとのことであるが、積算根拠が明確でなかった。
- ・幼小中学校間連携事業（義務教育課）  
報償費、旅費及び需用費の単価について、積算根拠が明確でなかった。

### (3) 情報の取扱いについて

表7のとおり個人情報を取り扱っている調査研究業務は、52件（21.1%）となっている。

表7 個人情報の取扱 (単位：件)

	H21	H22	H23	合計	割合
取扱あり	18	11	23	52	21.1%
取扱なし	51	63	81	195	78.9%
計	69	74	104	247	100.0%

個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、個人情報の保護について、群馬県個人情報取扱事務委託基準（以下「取扱基準」という。）により、次のとおり必要な措置を講じるとされている。

- ①委託先の選定に当たっては、取扱基準の別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を慎重に選定すること。
- ②契約締結に当たっては、契約書に受託者が特記事項を守るべき旨記載すること。
- ③受託者に対して、委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用したときは、群馬県個人情報保護条例第37条及び第38条により処罰されることがあることを周知すること。

また、ガイドラインにおいても、個人情報をはじめとするデータ管理などその保護や機密性を保持することが必要となる業務を外部委託等する場合には、契約書類に必要な措置を講ずるよう記載するなど、対応方法や責任の明確化を図る必要があるとされているが、次のとおり個人情報の保護等について必要な措置が講じられていない事例があった。

◆改善を要する事項（2件）

- ・交通事故情勢調査（道路管理課）

受託業者へ提供した資料（事故原票、地点コード検索図）が、履行完了後においても受託業者において保管されている。適切な保管、廃棄方法を契約書や仕様書に記載し、資料の保管及び廃棄を行う必要があった。

- ・近代和風建築総合二次調査（文化財保護課）

調査員への個人情報の取扱いの説明や調査データの廃棄方法について契約書や仕様書に記載されていなかった。情報の取扱いや廃棄方法について、契約書や仕様書に記載して、個人情報等を保護する必要があった。

（4）契約書について

契約の手續、検査、支払事務等については、ほとんどの調査研究業務について財務規則等に基づき行われていたが、次のとおり契約書等の記載について検討を要する事例があった。

◇検討を要する事項（4件）

- ・地域連携クリティカルパスモデル事業（糖尿病）（医務課）

委託契約で購入した物品（ノートパソコン及びフードモデル）に関し、契約終了後の帰属について、契約書等に記載されていなかった。

- ・「林業の伐採現場等における労働安全性向上のための提言」委託（藤岡森林事務所）

- ・物流アンケート調査業務委託（商政課）

いずれも契約金額が150万円未満の契約であり、財務規則第191条第2項第4号の規定により、当該契約の性質又は目的により契約書の作成を省略しても支障がないと認められるため契約書を省略し、請書を徴していたが、成果物の取扱い（成果物の使用、公表、利用許諾及び著作権の帰属等）が記載されていなかった。

- ・特定天然記念物カモシカ食害対策特別調査（文化財保護課）

成果物の取扱い（成果物の使用、公表、利用許諾及び著作権の帰属等）が、契約書に記載されていなかった。

## 4 委託内容及び実施方法について

（1）業務内容について

調査研究業務の外部委託の実施に当たっては、目的とする計画の策定、立案、施策、事業の展開等の実施年次等との整合性がとられる必要がある。また、調査期間も、一定の期間を設け、計画立案に必要な調査結果や分析結果を得る必要がある。ほとんどの調査研究業務では、概ね適切な時期に調査等を行い、調査期間についても適正と認められたが、次のとおり委託期間の検討を要する事例があっ

た。

◇検討を要する事項（１件）

- ・新里地区安定型モデル処分場にかかるオオタカ生態調査（廃棄物・リサイクル課）

仕様書において、調査時期が求愛期（営巣）から分散期（ヒナが巣立つまで）の４月から９月上旬までと決められているが、履行期限は９月３０日までとされている。調査期間終了から履行期限までの期間が短いため、報告書作成期間を十分にとれる委託期間について検討する必要がある。

（２）実施方法について

目的とする成果が得られるよう、契約書や仕様書に基づき、調査方法の検討や業務の進捗状況・課題を定期的に把握し、適切な業務管理を行う必要がある。

また、アンケート調査を行うにあたっては、必要な情報が得られるよう、対象者の選定や回収目標等を仕様書等へ示すなど、回収率向上のための具体的な対策等を検討する必要があるが、次のとおり決められた手続を行っていない事例があった。

◆改善を要する事項（２件）

- ・近代和風建築総合調査（文化財保護課）

仕様書において、調査員は受託業者から推薦し、教育長の任命が必要であるとされていたが、推薦及び任命がされていなかった。

- ・特別天然記念物カモシカ食害対策特別調査（文化財保護課）

仕様書において、個体群に関する資料収集にDNA分析とされていたが、DNA分析が行われていなかった。また、調査地を事前報告することとなっていたが、事前報告されていなかった。

◇検討を要する事項（２件）

- ・世界遺産登録推薦書作成業務（世界遺産推進課）

契約書において、「県は再委託する場合は、承諾をしなければならない」とされ、口頭により再委託の承認を行っていたが、書面での手続を検討する必要があるがあった。

- ・新総合計画策定に係る県民アンケート調査（企画課）

アンケート対象者の選定を住民基本台帳からの無作為抽出で行った結果、対象者の年齢構成が高くなったことから、この調査委託とは別に、県が高校生（１，２８５人）及び大学生（１，５０９人）に対し直接追加調査を行っていた。調査にあたっては、対象者の年齢構成に偏りが無いよう配慮した抽出方法を検討する必要があるがあった。

（３）成果品について

ほとんどの調査研究業務は、仕様書等に記載された調査項目、調査方法等により実施されており、成果品の内容は、表８のとおり６７．２％が報告書で、５２．６％がＣＤ等で納品されていた。

表 8 成果品の内容（複数回答あり）（単位：件）

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	合計	割合
報告書	47	51	68	166	67.2%
CD等物品	39	46	45	130	52.6%
その他	16	6	11	33	13.4%
契約数	69	74	104	247	

しかし、次のとおり仕様書に記載されている業務及び報告が実施されていない事例、受託業者等との打合せ記録を書面として保存していない事例があった。

◆改善を要する事項（3件）

- ・MICE（※1：マイス）対応施設調査・ガイドブック作成等業務（観光物産課）

業務仕様書において、ガイドブック掲載項目を網羅した情報について、基データについては県へ提出するとともに、受託業者が新たにホームページを作成、公開することとされていたが、ホームページの作成、公開がされていなかった。

（※1）MICE

MICEとは、Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、ConventionまたはConference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態を指す。一度に大人数が動くだけでなく、一般の観光旅行に比べ参加者の消費額が大きいことなどから、MICEに力を入れる国や地域が増えている。日本でも、国のインバウンド（外国人旅行者を日本へ誘致すること。）振興策に連動し、自治体による海外向けの誘致活動が盛んになっている。

- ・新エネルギー導入可能性調査（H22）（企画課（現 新エネルギー推進課））

実施要領において、実績報告には経理関係証拠書類を提出するとされていたが、人件費の支払について、日報と単価明細表が添付されているだけで、実際の支払について書類で確認できなかった。

- ・定住外国人日本語指導調査（NPO・多文化共生推進課）

仕様書において、「報告書は視覚的な工夫を行うこと」とされていたが、県に提出された報告書について、グラフ等の活用など視覚的な工夫がなかった。

◇検討を要する事項（8件）

- ・ぐんま地域ブランドアイデンティティの構築委託（企画課）
- ・平成22年度地域・大学連携モデル事業「ものづくり企業の販路拡大のためのインターネット活用策の研究」（企画課（現 新エネルギー推進課））
- ・感染ネットワーク構築に係る医療機関向け専用ホームページ調査（保健予防課）
- ・ツキノワグマ生息状況調査（自然環境課）
- ・新里地区安定型モデル処分場に係るオオタカ生態調査（廃棄物・リサイクル課）
- ・MICE対応施設調査・ガイドブック作成等業務（観光物産課）
- ・金山総合公園長寿命化計画（太田土木事務所）
- ・交通安全施設の調査・点検等委託業務（警察本部）

いずれも委託先との協議事項等を記録するための打合せ記録等が、残されていなかった。

## 5 調査結果の利活用について

### (1) 活用及び共有について

調査研究業務の外部委託に当たっては、他所属において過去に同様の調査が行われていないか、他所属の関連施策事業に関係する場合は、調査の内容、方法及び情報共有について検討を行い、効率的、効果的に事業を行う必要が求められる。

また、事業計画の策定や新規事業など施策の展開を図るため、早期に調査結果の活用が求められる。ほとんどの調査研究業務においては、関連所属、市町村等と調整及び情報交換を行い事業計画の策定や新規事業を行っていたが、次のとおり連携を検討する必要がある事例、また、内部資料とするだけで、所期の目的である新規の施策や事業に結びついていない事例があった。

#### ◆改善を要する事項（2件）

##### ・県民買い物行動等実態調査（商政課）

買い物弱者対策や商店街活性化施策の立案・実施の基礎資料とするため、アンケート調査を行っていたが、多面的な検討が深められるよう、買い物弱者である高齢者・障害者等を所管する健康福祉部、まちづくりを所管する県土整備部と実施に当たって協議を行う必要があった。

また、県はもとより、市町村等においても情報共有が行われ、調査結果がより広範に活用されるよう、県ホームページ等により公表を行う必要があった。

##### ・道路防災点検等調査委託（H21～22）（道路管理課）

調査結果に基づく修繕計画等が監査時においても作成されておらず、県民の安全、安心のため、早期の計画策定が必要である。

#### ◇検討を要する事項（1件）

##### ・幼小中学校間連携委託事業（H21～23）（義務教育課）

研究成果を、群馬県版校務支援標準システムに搭載し、広く県内の各学校に周知するとともに、当該学校教職員の業務の軽減を図ることを目的として事業を実施していた。県内すべての市町村において、同システムが導入されていないこともあり、研究成果が十分に活用されていない。

### (2) 公表について

表9のとおり、結果の公表を行っていない調査研究業務が、87件（35.2%）あった。

表9 公表方法（複数回答あり）

（単位：件）

	H21	H22	H23	合計	割合
ホームページ	15	8	15	38	15.4%
刊行物	4	8	10	22	8.9%
報道機関に提供	6	4	11	21	8.5%
その他 ※	29	29	44	102	41.3%
未公表	28	30	29	87	35.2%
契約数	69	74	104	247	

※その他については、市町村及び関係機関（団体）へ配布等

公開条例第7条第1項において、「実施機関は、県民への積極的な情報の提供及び自主的な広報手段の充実に努める。」とされており、調査研究の成果として得られた情報は、県の政策立案だけでなく、県民や地域でも活用されるよう、個人情報など保護が必要な情報を除き、可能な限り積極的に公表することが望まれる。実地調査で確認した調査研究業務において、次のとおり調査結果を公表すべき事例があった。

◆改善を要する事項（2件）

・ぐんま地域ブランドアイデンティティの構築業務委託（企画課）

ぐんまイメージアップ戦略基本方針を策定するための基礎資料として活用することを目的としたため、調査結果が公表されていなかった。県外からみた群馬県のイメージなどが調査されているので、可能な限り県ホームページ等を活用し、県民等に調査結果を公表すべきであった。

・平成22年度女性労働者等実態調査業務（労働政策課）

県ホームページへの掲載について検討した結果、調査結果にボリュームがあること、直ちに生活に密着した情報ではないことから掲載を見送っていた。女性就労状況、労働環境等の改善は、重要な施策であり、概要版を作成するなどし県ホームページで公表すべきであった。

## 参考

## 実地調査対象委託業務一覧（平成21年度）

年度	部局名	所属名	委託業務名	契約金額(円)	
H21	企画部	企画課	新総合計画策定に係る県民アンケート調査委託事業	5,996,579	
			地域に根付いた上毛電気鉄道の利用促進策に関する調査研究	500,000	
			事業所の子育て支援策と労働環境の整備に係る自治体の役割に関する調査研究	500,000	
			新エネルギー導入可能性調査	500,000	
		世界遺産推進課		「富岡製糸場と絹産業遺産群」世界遺産登録推薦書作成業務	73,647,000
	健康福祉部	医務課	地域連携クリティカルパスモデル事業(糖尿病)	1,250,000	
		薬務課	平成21年度温泉の学術的調査研究委託事業	736,000	
		食品安全課	食品の安全等に関する県民意識調査業務	1,575,000	
	環境森林部	環境政策課	平成21年度群馬県温室効果ガス排出量実態調査	3,129,000	
		廃棄物・リサイクル課	新里地区安定型モデル処分場に係るオオタカ生態調査	914,550	
	農政部	技術支援課	緊急ニホンザル等生息・被害状況調査	9,922,500	
	県土整備部	道路管理課	地域活力基盤創造(BC) 舗装健全度評価業務委託(分割2号)	11,056,500	
			地域活力基盤創造(BC) 道路防災点検等調査委託	16,684,500	
			地域活力基盤創造(BC) 道路トンネル点検調査業務委託(分割2号)	15,987,000	
	教育委員会	義務教育課	幼小中学校間連携事業	600,000	
		文化財保護課	特別天然記念物カモシカ食害対策特別調査	1,250,000	
			近代和風建築総合調査二次調査	919,500	
			近代和風建築総合調査二次調査	919,500	
	警察本部	交通規制課	交通安全施設の調査・点検等委託事務(高崎)	14,175,000	
	計		19件	160,262,629	

参考

実地調査対象委託業務一覧（平成22年度）

年度	部局名	所属名	委託業務名	契約金額(円)
H22	企画部	企画課	ぐんま地域ブランドアイデンティティの構築業務委託	1,690,500
			中山間地域における交通弱者の移動手手段対策	500,000
			渋川市におけるバス事業の現状分析と課題抽出及び今後の対策	500,000
			ものづくり企業の販路拡大のためのインターネット活用策の研究	9,536
			新エネルギー導入可能性調査	500,000
		地域政策課	高崎競馬場跡地への機能導入可能性調査委託業務	4,074,000
		土地・水対策室	群馬県大規模土地開発事業データベース構築事業	2,807,700
	生活文化部	NPO・多文化共生推進課	定住外国人実態調査	13,650,000
	健康福祉部	業務課	平成22年度温泉の学術的調査研究委託事業	736,000
	環境森林部	環境政策課	地球温暖化対策実行計画策定委託業務	3,307,500
		自然環境課	ツキノワグマ生息状況調査	8,200,500
		廃棄物・リサイクル課	新里地区安定型モデル処分場に係るオオタカ生態調査	914,550
		藤岡森林事務所	「林業の伐採現場等における労働安全性向上のための提言」委託	294,000
	農政部	技術支援課	緊急ニホンザル等生息・被害状況調査	4,961,250
	産業経済部	労働政策課	平成22年度女性労働等実態調査業務	9,204,247
			女性の就業ニーズ等に関する調査業務	3,890,250
	県土整備部	道路管理課	社会資本総合整備(活力基盤(BC)) 舗装健全度評価業務委託(分割2号)	7,255,500
			社会資本総合整備(活力基盤(BC)) 道路防災点検等調査委託	10,164,000
			社会資本総合整備(活力基盤(BC)) トンネル長寿命化支援事業 分割1号	16,936,500
			交通事故情勢調査業務委託	16,663,500
		道路整備課	単独7軸道路整備推進事業「7つの交通軸」整備効果検討業務委託 国道 120号 外	4,336,500
		太田土木事務所	社会資本整備総合交付金(金山総合公園) 金山総合公園長寿命化計画策定業務委託	11,497,500
	教育委員会	義務教育課	幼小中学校間連携事業	650,000
	警察本部	交通規制課	交通安全施設の調査・点検等委託業務(東・胡・間)	27,405,000
	計		24件	150,148,533



参考

実地調査対象委託業務一覧（平成23年度）

年度	部局名	所属名	委託業務名	契約金額(円)
H23	総務部	危機管理室	群馬県地震被害想定調査	19,057,000
	企画部	企画課	デマンド方式を含めた乗合タクシー運行形態の可能性調査	500,000
			住民主体型食育推進のしくみづくり	500,000
			炭素繊維と鉄を利用した水処理技術の実証研究	14,784,000
			新エネルギー導入可能性調査	1,000,000
		土地・水対策室	群馬県大規模土地開発事業データベース構築事業	3,780,000
	生活文化部	NPO・多文化共生推進課	NPO等実態調査	2,996,700
			定住外国人日本語指導状況調査	4,191,667
	健康福祉部	薬務課	平成23年度温泉の学術的調査研究委託事業	736,000
		保健予防課	感染症臨床情報ネットワーク構築に係る医療機関向け専用ホームページ調査等委託事業	1,200,000
	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	新里地区安定型モデル処分場に係るオオタカ生態調査	914,550
		藤岡森林事務所	林業の伐採現場等における労働安全性向上のための提言	1,260,000
	産業経済部	商政課	物流アンケート調査業務委託	801,297
			県民買い物行動等実態調査	7,700,000
		労働政策課	企業における入社した若者を定着させるための取組に係る調査研究	8,418,900
		観光物産課	MICE対応施設調査・ガイドブック作成等業務	13,819,335
	県土整備部	道路管理課	地域自主戦略(BC)舗装健全度評価業務委託(分割2号)	4,945,500
			地域自主戦略(BC)道路舗装維持修繕計画策定業務	16,905,000
			地域自主戦略(BC)トンネル長寿命化計画策定業務委託	12,484,500
			交通事故情勢調査業務委託	17,409,000
		藤岡土木事務所	「神流湖イメージアップ検討会住民意識調査」業務委託	400,000
		太田土木事務所	単独交通安全対策(交安)歩いて安心	2,593,500
	教育委員会	義務教育課	幼小中学校間連携事業	350,000
		文化財保護課	近代和風建築総合調査三次調査	1,200,000
			近代和風建築総合調査三次調査	1,200,000
	警察本部	交通規制課	交通安全施設の調査・点検等委託業務(前橋)	26,092,500
計			26件	165,239,449